

平成22年12月13日

各 位

株式会社北海道銀行
国際部中国室

「中国銀聯公式オンラインショッピングモールを活用した 販路拡大セミナー」開催のお知らせについて

北海道銀行(頭取 堰八義博)では、下記のとおり「中国銀聯公式オンラインショッピングモールを活用した販路拡大セミナー」を、北陸銀行等との共催で開催いたしますのでお知らせいたします。

本セミナーでは、自社商品の販路拡大を検討している事業者を対象として、6億人超の会員を有する中国・銀聯(ぎんれん)公式のオンラインショッピングモール「銀聯在線商城 日本館」を分かりやすくご案内いたしますので、ぜひご参加ください。

中国向けビジネスのチャネルとして「銀聯在線商城 日本館」を取り扱うセミナーは北海道の金融機関としては初の取り組みとなります。

北海道銀行では、今後もお客さまの販路拡大支援に取り込んでまいります。

記

1. 名称 : 「中国銀聯公式オンラインショッピングモールを活用した販路拡大セミナー」
2. 概要 : 高成長を続ける中国では、大幅に増加している富裕者層を中心として、インターネットで高品質な日本製品を購入したいというニーズが高まっています。そこで、本セミナーでは販路拡大のためのプラットフォームとして、中国・銀聯公式の日本商品専門オンラインショッピングモールである「銀聯在線商城 日本館」をご案内いたします。
3. 日時 : 2010年12月21日(火) 受付14:30~、開始15:00~、終了17:00
4. 講師 : 原田 昌紀氏(株式会社富士通マーケティング・エージェン代表取締役)
5. 場所 : 札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀ビル6階会議室
6. 参加人数 : 50名(先着順、参加費無料)
7. 主催 : 北海道銀行、北陸銀行、道銀カード、北陸カード
株式会社富士通マーケティング・エージェン
8. 申込期限 : 2010年12月17日(金)

以 上

「中国銀聯公式 オンラインショッピングモール」 を活用した 販路拡大セミナーのご案内

60年の感謝をこめて これまでも これからも



北海道銀行



富裕者層を狙え！～中国ECビジネス成功へのステップ～

中国銀聯公式オンラインショッピングモール



銀聯在線商城
ChinaPay Email

日本館

- 開催日時:平成22年12月21日(火曜日) 15時～17時(受付開始14:30)
- 開催場所:北海道銀行本店ビル6階
- 定員:50名
- 主催:北海道銀行・株式会社富士通マーケティング・エージェント
道銀カード・北陸銀行・北陸カード

【セミナー内容】

ご挨拶(15:00～15:10)

北海道銀行

銀聯在線商城日本館のご紹介(15:10～16:10)

カード発行枚数21億枚以上、カード所有者6億人以上を誇る『中国銀聯』が公式オンラインショッピングモールをオープン致しました。目玉とされている日本館の概要をご紹介します。また、中国ECビジネスを始めお客様の中国ビジネス展開に関して、北海道銀行および北陸銀行がご支援すると共に、富士通マーケティング・エージェントがご提供するサポートサービスをご紹介します。

株式会社富士通マーケティング・エージェント

質疑応答(16:10～)

・カリキュラムの一部を変更させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。



本セミナーへのお申込は裏面の申込用紙よりお申込下さい。

「中国銀聯公式オンラインショッピングモール」
を活用した販路拡大セミナー

お申込みFAX番号 011-231-5009 セミナー事務局 行き
E-mailアドレス H101112@hokkaidobank.co.jp

※本用紙の返信を持ちまして参加申し込みとさせていただきます。参加票等は発行致しませんので予めご了承ください。

セミナー参加希望

資料請求

貴社名

ご住所 〒

TEL

FAX

Emailアドレス

ご所属/ご役職

ご芳名(ふりがな)

他()名

本セミナーを開催するにあたり、貴社は以下の事項に同意します。

1. 当行が、申込書にある貴社の情報を株式会社富士通マーケティング・エージェント(以下当社)に開示すること。
2. 当行が貴社より開示を受けた情報を、本セミナー及び当行のビジネスマッチング業務以外の用途に利用しないこと。
3. 当行知り得た貴社の情報は、貴社の同意がない限り、第三者に漏洩しないこと。
4. 貴社は、当社との取引開始の是非について、自己の責任に基づき判断、決定すること。
5. 貴社と当社の間で発生した紛議の処理、及び、当該紹介に関する損害について、当行に故意または重過失がない限り、当行は何ら責任を負わないこと。

開催日時	2010年12月21日 15:00～(受付14:30)	詳細	15:00～15:10 ご挨拶 北海道銀行
参加費用	無料		15:10～16:10 銀聯在線商城日本館のご紹介 株式会社富士通マーケティング・エージェント
定員	50名		16:10～ 質疑応答
会場住所	〒060-8676 住所 札幌市中央区大通西4丁目北海道銀行ビル6階		
お問合せ	【お問合せ先】 北海道銀行セミナー事務局 TEL:011-233-1163 坂口、-1137 山岸 TEL:011-233-1198 山崎		

60年の感謝をこめて これまでも これからも



北海道銀行

6億人の銀聯カード所有者がお得意様です！

中国銀聯は、2002年に政府主導で設立された銀行カード連合組織です。中国銀聯が発行する銀聯カードは、中国で最もポピュラーかつ信頼性の高い決済手段として広く普及しています。現在のカード発行枚数は21億枚以上、カード所有者は6億人以上に上り、中国のみならず、世界90ヶ所の国と地域で利用されています。



「銀聯在線商城 日本館」は、中国銀聯の公式オンラインショッピングモール「銀聯在線商城 (ギンレンオンラインモール)」内に設けられた「日本商品専門」サイトです。

中国内で日本商品を購入したいという中国富裕層の期待に応えオープンした「銀聯在線商城 日本館」に出店し、大きなビジネスチャンスをつかんでください。

信頼の 銀聯ブランド！



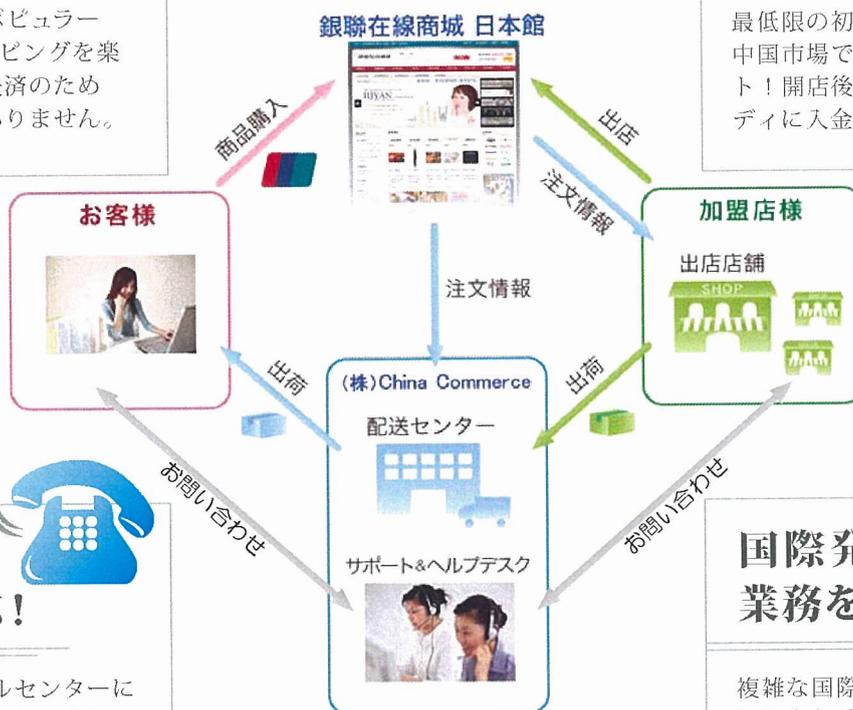
お客様は中国で最もポピュラーな銀聯カードでショッピングを楽しめます。デビット決済のため代金回収のリスクがありません。

銀聯在線商城日本館のしくみ
<http://emall.chinapay.com/>

低コストで 中国市場へ進出！



最低限の初期費用で店舗開設、中国市場での商品販売をスタート！開店後は1週間毎にスピーディに入金。



安心の サポート対応！



日中2カ国語のコールセンターによる万全なサポート体制で安心です！中国語の商品紹介作成にも翻訳サービスをご用意（オプションサービス）

国際発送 業務を代行



複雑な国際発送は日本館物流倉庫におまかせ。加盟店様は注文の都度、日本国内の指定専用倉庫へ商品を発送いただくだけでOK。

加盟店様のビジネスに応じて3つの出店プランをご用意

	レギュラープラン	マスタープラン	ロイヤルプラン
月額店舗使用料	¥49,800	¥99,800	¥199,800
初期店舗登録料	¥200,000	¥250,000	¥350,000
販売手数料	6.5%	5.3%	4.0%
決済手数料	2.5%	2.5%	2.5%
掲載可能商品数	100点	1,000点	無制限

※ 出店時に上記以外に返品保証預かり金 150,000 円が必要です。また契約期間は1年間です。

取扱禁止商品

□中国の禁制品一覧 (EMS)

項目名	詳細	条件	種類
貴重品	加工したまたは加工していない白金、金、銀、宝石またはその他貴重品（ただし、保険付書状で送付する少額の真珠を除く。）	禁止物品	小包、EMS
硬貨、銀行券、持参人私有価証券	硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券及び旅行小切手、偽造通貨及び偽造流通証券	禁止物品	通常、小包、EMS
写真、フィルム、印刷物等	中華人民共和国の政治、経済、文化及び道徳に害を及ぼすような印刷物、写真、レコード、映画フィルム、録音テープ、ビデオテープ、フィルム、コンパクトディスク（ビデオとオーディオ）、コンピュータ用記憶媒体	禁止物品	通常、小包、EMS
食料、薬	伝染病の被害を受けている地域からの食料、薬及びその他のもの。人や家畜に害を及ぼすあるいは病気を広げる恐れのある食料、薬及びその他のもの。	禁止物品	通常、小包、EMS
毒物、麻酔剤	すべての種類の猛毒。アヘン、モルヒネ、ヘロイン、マリファナ、他の中毒を誘発する薬及び幻覚を起こさせる物質。	禁止物品	通常、小包、EMS
病原菌、害虫等	病原菌、害虫及びその他の有害な生物に感染したり運んだりする恐れのある動物、植物及びそれらの製品	禁止物品	通常、小包、EMS
兵器等	すべての種類の兵器、弾薬、及び爆薬	禁止物品	通常、小包、EMS

取扱条件付商品

□中国の禁制品 (条件付) 一覧 (EMS)

項目名	詳細	条件	種類
たばこ	たばこ	条件付許容物	通常、小包、
ラジオ送受信機等	ラジオ送受信機受信機と通信の秘密を確実にする設備	条件付許容物	通常、小包、
ワイン	ワイン	条件付許容物	通常、小包、
希少な動植物	危険にさらされている希少な動物や植物（それらの標本を含む）及びそれらの種子やそれらを再生させる物質	条件付許容物品	通常、小包、EMS
個人用物品	個人用の物品について、内容品の価格が各郵便物ごとに人民幣1,000円を超える場合には、受取人による税関手続が必要になる。	条件付許容物品	通常、小包、EMS
植物	植物（米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。）及びその一部分は、昭和25年農林省告示第231号（輸出植物検疫規程）に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、次の条件を満たしている場合に限り許される。 －原産国の検疫官の証明書が添付されていること。※ （※編集注：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米の輸出は、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。） －税関告知書CN233には、内容品の種類及び名称が記載されていること。 －内容品の詳細なリストが税関告知書CN233に添付されていること。	条件付許容物品	通常、小包、EMS
税関輸入制限の対象となる	税関輸入制限の対象となるその他のもの	条件付許容物品	通常、小包、EMS
米	個人的使用に供するもので、かつ適当な量である場合に限り許される。 また、植物（米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。）及びその一部分は、昭和25年農林省告示第231号（輸出植物検疫規程）に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとし、かつ、次の条件を満たしている場合に限り許される。 －原産国の検疫官の証明書が添付されていること。※ （※編集注：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。 また、米の輸出は、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。） －税関告知書CN233には、内容品の種類及び名称が記載されていること。 －内容品の詳細なリストが税関告知書CN233に添付されていること。 （条件付許容物品『植物』を参照）	条件付許容物品	通常、小包、EMS

郵送禁止商品

□郵送禁止物品

大分類	中分類	郵送できないものの例
爆発物・危険物	火薬類	花火、クラッカー、弾薬
	引火性液体	ライター用燃料、ペイント類
	高压ガス	消火器、アクアリング、除塵スプレー、携帯用濃縮酸素、ヘリウムガス、キャンプ用ガスコンロ、カセットコンロ用ガス、ライター用補充ガス
	可燃性物質	マッチ、ライター
	酸化性物質	漂白剤、過酸化剤、個人用小形酸素発生器
	毒物類	クロロフォルム、加熱蒸散殺虫剤
	腐食性物質	水銀、バッテリー
	放射性物質	プルトニウム、ラジウム、ウラン、セシウム
麻薬類		麻薬および向精神剤
生きた動物		生きた動物
わいせつな物品		わいせつまたは不道徳な物品